

北海道知事 様 令和〇年〇月〇日 奨学のための給付金受給申請書

該当する口にレ印を付けてください。
道庁県民税・市町村民税所得割額非課税世帯
生活保護（生業扶助）受給世帯
私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第96条の規定による生業扶助を受給していません。
奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の受給を申請します。

申請者氏名 北海 太郎
申請者住所 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇一〇
連絡先（自宅） 011-231-4111
連絡先（携帯） -

高校生等との関係
親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他
ふりがな 北海 一郎
氏名 北海 一郎
生年月日 昭和 17 年 10 月 1 日

学校名（7月1日時点の在学学校） 〇〇高等学校
普通 科 2 年
通信制以外 通信制
学校所在地 札幌市〇〇区〇〇条 〇〇 丁目〇一〇

過去の高等学校等における在学期間
学校名 立
年 月 日
学校の種類・課程・学科
受給回数 昨年度までの給付金受給回数について、該当する口にレ印を付けてください。
なし 1回 2回 3回 4回 不明

保護者等
続柄 氏名 続柄 氏名
父 北海 太郎 母 北海 花子

当該世帯に7月1日現在、この申請の対象となる高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、下記の「扶養親族の状況」欄を記入してください。 ※非課税世帯のみ記入してください。

扶養親族の状況
続柄 氏名 生年月日 年齢(基準日現在) 職業・学校名・学年等 給付金の申請の有無 課程(扶養親族が高校生等の場合はレ印を付けてください)

※留意事項※
イ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)及び高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。
ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発見第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
ニ 給付の回数は、年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回)を上限とします。
※高等学校等専攻科に通う生徒は2回(修業年限が1年の場合は1回)を上限とします。
※学び直し支援金の受給者は、追加で1回まで受給することができます。
(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は2回まで)
※令和2年度に給付した「オンライン学習の通信費の支給」及び「上乗せ支給」については、給付回数にカウントされません。

学校記入欄
①通信制・専攻科とそれ以外の別 通信制 専攻科 左記以外
②生活保護(生業扶助)受給関係 受給世帯 非受給世帯
③第1子と第2子以降の別 第1子 第2子以降
④確認方法 生業扶助証明書 課税証明書等 個人番号

【申請書(表)の記入例】

全て基準日(申請する年の7月1日 ※秋入学の場合、入学日の翌月1日)現在の状況について記入願います。
※黒のペン又は、黒のボールペン(消せるボールペン等の使用は不可)を使用してください。
※修正する場合は、二重線で抹消し、正しい内容を記入してください。

- 学校へ提出する日としてください。(7月1日以降の日付)
確認の上、該当する方にレ印を記入してください。
申請者の氏名等記入してください。
申請者(保護者等)は北海道内に住所を有している必要があります。住民票上の住所を記入してください。
秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者は、入学日の翌月の1日に在学している学校を記入してください。
修正する場合は、二重線で抹消し、正しい内容を記入してください。
高等学校等における在学期間は、過去に高等学校等及び高等学校等専攻科に在学していたことがある場合に、記入してください。
昨年度までの受給回数にレ印を記入してください。
保護者等は原則として親権者となります。親権者がいない場合は未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順になります。(続柄は、対象となる高校生等を基準に記入してください。)保護者等でない祖父母、扶養されていない兄弟姉妹の記載は不要です。
対象となる高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹について記入してください。(続柄は、対象となる高校生等を基準に記入してください。)生業扶助を受給している世帯は記入不要です。(健康保険証の写しの提出も不要)

申請者(保護者等)記入

(裏面もご確認ください。)

【確認・誓約事項】
 次のことを確認し、「申請者氏名」欄に署名してください。
【非課税世帯・生活保護受給世帯の方共通】

申請者氏名 北海 太郎

・この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
 ・この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。
 ・私は、北海道以外の都府県に奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の申請は行っておりません。
 ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。
 ・この給付金の受給申請にあたり、高等学校等就学支援金の受給資格の認定状況、世帯の状況、生活保護（生業扶助）の受給状況、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の課税状況等、その他北海道知事が必要と認める事項について、関係機関（行政機関、学校等）に照会等の調査を行うことに同意します。
 ・私又はこの申請の対象となる高校生等は、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する他の給付金の申請は行っていません。（北海道アイヌ子弟高等学校等進学奨励補助制度）

【非課税世帯の方のみ】
 ・私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。
 ・【扶養親族の状況】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹については私が扶養しています。

【同意事項】（該当する口にレ印を付けてください。）

・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、給付金を学校長に支払うことについて委任します。

同意する 同意しない

【保護者等の収入の状況について】（該当する口にレ印を付けてください。）
(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書（生業扶助を受給している場合は、(2)以降の記載は不要です。）

(2)次の者の課税証明書を提出します。

① 親権者(両親)2名分
 親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合
 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を提出できない場合等
 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの口にレ印を付けてください。

② 未成年後見人()名分
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)
 ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

③ 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分
 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

④ 主たる生計維持者1名分
 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合
 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ 生徒本人・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(3)次の理由により、課税証明書を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）における**就学支援金の支給を受けるために、既に在学の高等学校等に証明書類(個人番号証明書類を含む。)を提出している場合**
 ※ただし、道外の私立学校等に在学している生徒及び保護者等全員の証明書類を提出していない場合（所得控除の対象となっている配偶者分の証明書を提出していない場合など）は省略できません。

個人番号がわかる証明書類を提出した場合
 奨学のための給付金における所得判定に限って、個人番号による課税情報の取得に同意する。
 ※個人番号がわかる証明書類を提出した保護者等は必ずレ印を付けてください。
 ※新入生対象の早期給付を希望される場合は選択できません。（課税証明書を提出してください。）

【保護者等の扶養の状況について】（該当する口にレ印を付けてください。）
保護者等の扶養の状況が分かる書類を提出します。【※15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合】

① 扶養親族の健康保険証の写し(マスクングを施したものを)

② 扶養申立書・その他保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類(

【申請書（裏）の記入例（課税証明書又は生活保護受給証明書で所得確認をする場合）】

・確認・誓約事項を確認の上、署名してください。

・確認の上、必ずレ印を記入してください。

・保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいい、次の①～⑤を除きます。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③ 法人である未成年後見人
- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

・（1）に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（別紙様式第4号又は生業扶助の措置状況が確認できる生活保護受給証明書）を添付してください。
 ※（2）以降の記入は不要です。

・（2）①又は③に該当する場合は、保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

・（2）②に該当する場合は、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。

・（2）④～⑥に該当する場合は、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法(注)における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し）を添付してください。
 (注)医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

扶養している兄弟姉妹の健康保険証の写しを添付してください。
 健康保険証で保護者等と被扶養者の関係が明らかでない場合は、扶養申立書を添付してください。
 ※生業扶助を受給している世帯は不要です。

【確認】 提出前にもう一度チェックをお願いします。

申請書（基準日現在の状況で正しくお書きいただきましたか。記入もれはありませんか。）

保護者等（父母等）の令和4年度課税証明書等
 ※就学支援金の申請又は届出の際に提出している場合は、省略可能です。
 ※無職無収入の専業主婦の方も非課税であることの証明書が必要です。
 ・基準日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給している世帯は、別紙様式第4号又は生業扶助の措置状況が確認できる生活保護受給証明書
 ※課税証明書等と健康保険証等の写しは提出不要となります。

15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹の健康保険証等の写し

口座振込申出書